

平成21年度

地域新エネルギー導入促進事業

**公 募 要 領**

(二次公募)

平成21年6月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

## 補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当協議会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協議会として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。

# 目次

<b>1. 事業概要</b>	<b>1</b>
1. 1 背景	1
1. 2 目的	1
1. 3 補助対象事業	1
1. 4 補助対象事業者	1
1. 5 補助対象となる事業スキーム	2
1. 6 補助対象経費	2
1. 7 対象となる新エネルギー等及び補助率	3
1. 8 事業期間	3
1. 9 交付要件	4
1. 10 規模要件及び特記事項	5
<b>2. 事業スキーム</b>	<b>6</b>
<b>3. 予算</b>	<b>6</b>
<b>4. 実施方法</b>	<b>7</b>
4. 1 事業の公募について	7
4. 2 交付の申請について	7
4. 3 交付の決定について	8
4. 4 補助事業の開始について	8
4. 5 補助事業の計画変更について	9
4. 6 補助事業の完了について	9
4. 7 実績報告及び額の確定について	9
4. 8 補助金の支払いについて	9
4. 9 取得財産の管理等について	10
4. 10 間接補助金の交付の際に付すべき条件について	10
4. 11 プレス発表について	10
4. 12 利用状況等の報告について	10
4. 13 罰則・加算金等について	11
4. 14 アンケート調査について	11
4. 15 個人情報の取り扱いについて	11

<b>5. 審査</b>	<b>12</b>
5. 1 審査方法	12
5. 2 審査項目	12
<b>6. 年間スケジュール</b>	<b>13</b>
<b>7. 公募期間及び書類提出先</b>	<b>14</b>
7. 1 公募期間	14
7. 2 書類提出先等	14
7. 3 提出方法	14
7. 4 資料の配付	14
<b>8. 提出書類</b>	<b>15</b>
<b>9. 補助金交付申請書類の記載例</b>	<b>16</b>
<b>10. 参考資料</b>	<b>35</b>

## 【提出書類チェックシート】

補助事業の申請書類を提出する際は、以下の要領に従った提出書類の確認を行ってください。

- 本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認してください。
- チェックした資料を各2部（正副各1部）それぞれA4ファイルに綴じ、ページ又はインデックス等により仕切り、番号を振り、本チェックシートにその番号を記入してください（書類にはインデックスシール等を貼らないでください）。
- 本チェックシートも提出書類とともに提出してください（ファイルの先頭に綴じ込むこと）。

様式等番号	提出書類名		チェック	インデックス番号等
—	平成21年度地域新エネルギー等導入促進事業 申請概要表			
様式第1	補助金交付申請書			
消費税1	消費税等仕入控除額 についての届出書	非課税事業者に該当する場合		
消費税2		課税事業者に該当する場合		
消費税3		特別会計による事業で特定収入割合が 5%超の場合等		
様式第2	実施計画書			
設備 導入	別紙3	・事業経費の配分		
	別紙4	・資金調達の予定		
	別紙5	・事業実施体制		
	別紙6	・事業実施予定スケジュール		
普及 啓発	別紙8	・事業実施体制		
	別紙6	・事業実施予定スケジュール		
別紙4-1	補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)			
別紙7	省エネルギー・環境改善効果(新エネルギーに係わるもの)			
参考資料4	発電単価(又は熱利用単価)の算定について (注:協議会のホームページからダウンロードしてください)			
—	誓約書(RPS法関連) ※1			
—	申請概要表、申請様式書類の電子データ (注:CD-R等で提出してください)			

※1：一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者に売電する場合に必要となります。

※2：上記の他、必要に応じ参考資料等を添付してください。

## 平成 21 年度地域新エネルギー等導入促進事業 申請概要表

新エネ種類	太陽光発電					
申請者名	(申請する団体名を記載)					
事業実施者名	(申請者以外の者が導入事業を実施する場合は、当該者の法人名、本社所在地、設立年、代表者名、主要事業内容、資本金及び売上高、主要株主(%)等を記載)					
I. 設備導入事業内容	事業名	(申請事業名を記載)				
	規模等	(発電出力、発電効率、年間発電量、熱発生量、エネルギー回収率、省エネ率等導入する設備の規模、性能等について記載)				
	目的・内容	(導入設備の利用方法、利用量(日量、年間)等について記載)				
当年度実施期間	交付決定日	～	平成 年 月 日			
事業計画(実績)	I. 設備導入事業			II. 普及啓発事業		
	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	総事業費		
	平成 年度					
	平成 年度					
	平成 年度					
	平成 年度					
	合計					
導入場所						
II. 普及啓発事業概要(目的・内容)	(普及啓発事業の実施目的、内容、スケジュール等を簡潔に記載)					
項目	申請者所見					
①先進性	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)					
②波及効果(経済性、設備導入普及計画等)	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)					
③確実性及び合理性	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)					
④その他特筆すべきポイント	(上記の項目の他に、特に優れているポイントが有る場合に記載)					
備考						

 部分に記載をお願いいたします。

# 1. 事業概要

## 1. 1 事業の背景

エネルギー需給構造が脆弱な我が国におけるエネルギー安定供給の確保及びCO<sub>2</sub>排出抑制等地球環境対策として、新エネルギー等の導入をより一層促進することが求められています。

従来は、専ら国の主導で新エネルギー等の導入促進が図られてきましたが、地域におけるエネルギー賦存状況に応じて導入を進めていくことが望ましい分野や、気候風土、生活環境等の差異を踏まえた施策が要求される分野については、地方公共団体が、その施策の担い手となることが有効です。

そこで、デモンストレーション効果の高い地方公共団体の新エネルギー等の導入施策を実現することにより、地方公共団体を中心とした積極的な取り組みを全国的に波及させることにより、新エネルギー等の導入の加速的促進を図ることが必要となっています。

## 1. 2 目的

この事業は、地方公共団体が策定した地域における新エネルギー等の導入のための計画に基づき実施する「新エネルギー等設備導入事業（以下「設備導入事業」という）」について、その加速的な導入促進を図ることを目的とします。

## 1. 3 補助対象事業

地方公共団体が新エネルギー等の導入のための計画に基づき実施する設備導入事業を補助対象事業とします。補助金の交付に当たっては普及啓発事業も併せて実施していただくことが必要です。普及啓発事業の経費は補助対象外となります。

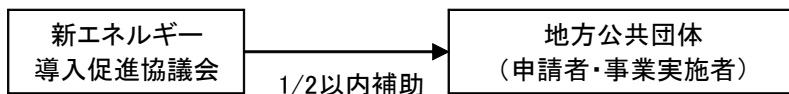
地域の取り組みとしての先進性等がある新エネルギー等の設備導入事業。補助対象事業は別表に示した交付要件（p4）、規模要件（p5）を満たすことが必要です。なお、中古品の導入については補助対象外となります。

## 1. 4 補助対象事業者

地方公共団体

## 1. 5 補助対象となる事業スキーム

- ・地方公共団体が行う新エネルギー等導入事業



## 1. 6 補助対象経費

- ・設備導入事業費

費目	内容	備考
設計費	新エネルギー等の導入事業に必要な機械装置等の設計費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査費等は対象外</li> <li>・計画書作成のための基本設計費は対象外</li> </ul>
購入費	新エネルギー等の導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、又は据付等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の取得及び賃借料は対象外</li> </ul>
工事費	新エネルギー等の導入事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋は対象外</li> <li>・既設構築物の撤去費は対象外</li> <li>・工事の諸経費は工事費で整理</li> </ul>
その他経費	その他、新エネルギー等の導入事業を行うために直接必要なその他経費。電力負担金、管理費（完成検査のための職員旅費等）等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会や業者との打合せのための旅費は対象外</li> <li>・振込手数料は対象外</li> <li>・通信運搬費、消耗品は対象外</li> </ul>

注：設備導入後に利用状況を報告（参考資料2参照）していただきますので、必要な計測器類を取付けてください。必要な運転データ取得のための計測器及び発電量等の表示盤の設置経費については、新エネルギー等の導入事業費の補助対象とします。



## 1. 7 対象となる新エネルギー等及び 補助率

- ・対象となる新エネルギー等

太陽光発電

- ・補助率

補助対象経費の1/2以内と、40万円/kWのいずれか低い額

注：計算に使用する「kW」は整数とする（小数以下切捨）

注1：複数年度実施する事業の補助率については、原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。

注2：予算執行上、一件当たりの年間の補助金額に上限を設けることがあります。

## 1. 8 事業期間

原則単年度事業とします。

ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能な場合に限り、事業規模により以下の期間を最長の補助対象期間とします。

太陽光発電（1,000kW未満）	最大2年間
太陽光発電（1,000kW以上）	最大4年間

（注1）複数年度実施する事業については、年度毎に補助申請を行っていただき、協議会の採択審査を受ける必要があります。

（注2）複数年度事業において、途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となります。

## 1. 9 交付要件

1. 実施計画書に基づき実施される事業であること。
2. 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
3. 新エネルギー等の導入事業の実施によって、他の地方公共団体等に対する波及効果（汎用性）が認められること。
4. 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）。

※本事業へは、内閣府の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を併せて活用することが可能です（平成21年4月11日以降に地方公共団体の予算に計上され、実施される事業に限ります。ただし、地方公共団体の平成21年度当初予算に計上された予備費により同日以降に実施される事業を含みます。）。

5. 普及啓発事業を実施すること。

表 確実性・合理性に関する基本的な評価項目

審査項目	エネルギー	太陽光発電
1. エネルギー賦存状況等	—	—
2. 供給先との調整	—	系統連系 事前照会
3. 環境に関する調査等	—	—
4. 地元調整	—	△
5. 用地確保	—	△
6. 許認可、法規制	—	○※
7. 設備の保守計画	—	○
8. 補助対象範囲	—	○
9. 価格の妥当性	—	○
10. 資金計画	—	○
11. 費用対効果	—	○
12. スケジュール	—	○

○ : 必ず評価する項目（※：R P S法の設備認定評価は対象設備に限る）

△ : 設備条件等により評価する項目

— : 通常は評価対象としない項目

## 1. 10 規模要件及び特記事項

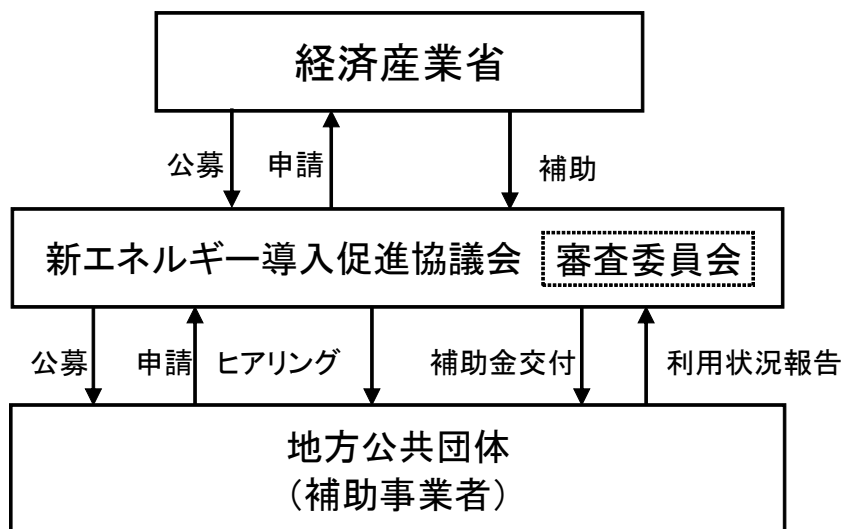
太陽光発電	太陽電池出力10kW以上又は複数地点の合計で10kW以上あること。(但し、1サイト平均2kW以上であること) (システムの定格出力でkW単位の小數切捨) 太陽電池出力は、JISに基づく試験成績表の実測値の合計とする
-------	---

注1：平成21年度標準財政規模が50億円未満の地方公共団体の場合は、上記の基準のうち規模に係わるものについては0.8を乗じた値とする。

注2：本基準は、技術水準、導入等の実態により、必要に応じ改訂を行う。

注3：本基準の改訂を行った場合、継続事業については、新規採択時の基準を採用する。

## 2. 事業スキーム



## 3. 予算

### (1) 補助金名

新エネルギー等導入促進基金造成事業費補助金 (エネルギー対策特別会計)

### (2) 平成21年度の二次公募予算額

約200億円

### (3) 対象となる新エネルギー

太陽光発電

## 4. 実施方法

事業の実施については、「地域新エネルギー等導入促進事業実施細則」による他、以下によることとします。

本事業の申請にあたっては、上記実施細則及び以下をご熟読の上、申請してください。

### 4. 1 事業の公募について

協議会は、地域新エネルギー等導入促進事業を実施するにあたり、公募期間、その他交付申請に必要な事項について、協議会のホームページに掲載し公募します。

また、本事業の実施に際しては、経済産業省等主催の説明会を全国で開催します。詳しくは、資源エネルギー庁ホームページをご覧ください。

なお、公募説明会への出席は申請するための条件ではありません。

注：資源エネルギー庁ホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/>)

### 4. 2 交付の申請について

申請される団体は記入例に従い、「8. 提出書類 (p15 参照)」に記載された書類を作成し、各2部 (正1部、副1部) を協議会に提出してください。

注1：今回本補助金の交付を受けて、太陽光発電を行う設備を設置し、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に売電する場合には、特段の事情がある場合を除き、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第9条に定める新エネルギー等発電設備の認定 (以下「RPS法の設備認定」という。) を受けることを補助金交付の条件とします。また、本補助金申請事業者が過去に地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の交付を受けて上記設備を設置し、一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に売電している場合には、特段の事情がある場合を除き、それら全ての設備についてRPS法の設備認定を受けていることを (全エネルギー種別) 補助金交付の条件とします。具体的には、補助金申請の際に、認定を既に受けている事業は経済産業大臣の認定通知のコピー、申請中の事業は申請書のコピーを、申請予定の事業はその旨の誓約書 (p34 参照) を添付していただくことが必要です。ただし、申請中及び申請予定の設備については、申請の結果が出た時点でその結果を報告していただくことになります。

注2：売電事業の場合は、売電予定価格に係る売電先企業 (電力会社等) との覚書等の写しを提出してください。予定価格が決まっていない場合は、交渉先との折衝記録あるいは売電予定価格の最低額が確認できる書類などを提出してください。

#### 4. 3 交付の決定について

協議会は、申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に協議会が実施する「確定検査」により決定されるものであり（4. 7）実績報告及び額の確定について（p9 参照）、交付決定通知書に記載の額ではないことにご留意下さい。

また、補助金の交付が適当でないと認めるときは、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

なお、補助事業の採否の決定にあたっては、「5. 審査（p12 参照）」に基づき審査を行います。

#### 4. 4 補助事業の開始について

補助事業者は、協議会から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となります。なお、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなります。設計、工事などの発注、契約等を行うにあたっては、以下の点に留意してください。

- ①発注日、契約日は、協議会の交付決定日以降であること。なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ②補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によって相手先を決定すること。
- ③競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。
- ④補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注すること。なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。
- ⑤当該年度に実施された設計、機械装置購入、工事等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑥複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

#### 4. 5 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に協議会の承認を受ける必要があります。

ただし、補助対象経費の各配分額のいずれか低い額の15%以内で変更する場合は、協議会の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として協議会の承認を受ける必要はありません。

複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ協議会に報告し、協議会の指示に従ってください。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

#### 4. 6 補助事業の完了について

当該年度の補助事業に係る補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。工事の完了ではありませんのでご注意ください。

注：間接補助事業の場合は、当該地方公共団体から間接補助事業者に対する支出義務額の支出完了をもって補助事業の完了とします。

#### 4. 7 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内或いは平成22年2月末のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

協議会は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

注：間接補助事業の場合で、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。

#### 4. 8 補助金の支払いについて

補助事業者は、協議会の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

#### 4. 9 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

#### 4. 10 間接補助金の交付の際に付すべき条件について

地方公共団体は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、実施細則第23条の規定に基づき条件を付さなければなりません。

#### 4. 11 プレス発表について

協議会は、補助金の交付決定後に、補助事業者名、事業名、事業概要、外部審査委員名等をプレス発表するとともに協議会ホームページで公開します。

なお、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのあるものについては、原則公開しません。

#### 4. 12 利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、取得財産等（補助事業により設置した新エネルギー等の設備）の利用状況報告を本格稼働後最低4年間行っていただき、適宜評価等を行います。報告内容につきましては、「参考資料2」をご覧ください。また、提出方法及び報告書の様式は、毎年5月頃補助事業者へ連絡いたします。

注1：利用状況報告を提出していただけない場合、事業者名を公表することがあります。

注2：計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について調査・報告していただく場合があります。



#### 4. 13 罰則・加算金等について

万一、実施細則に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・実施細則第16条の規定による交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金の納付。
- ・相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

#### 4. 14 アンケート調査について

補助事業者は、協議会が事業効果の把握の目的で行うアンケート調査に対し、ご回答頂くこととなります。ご留意下さい。

#### 4. 15 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、協議会が開催するセミナー、シンポジウム、制度改善のためのアンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

## 5. 審査

### 5. 1 審査方法

交付要件等の審査を行った後、必要に応じて開催する外部有識者による審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い、採択案件を選定します。

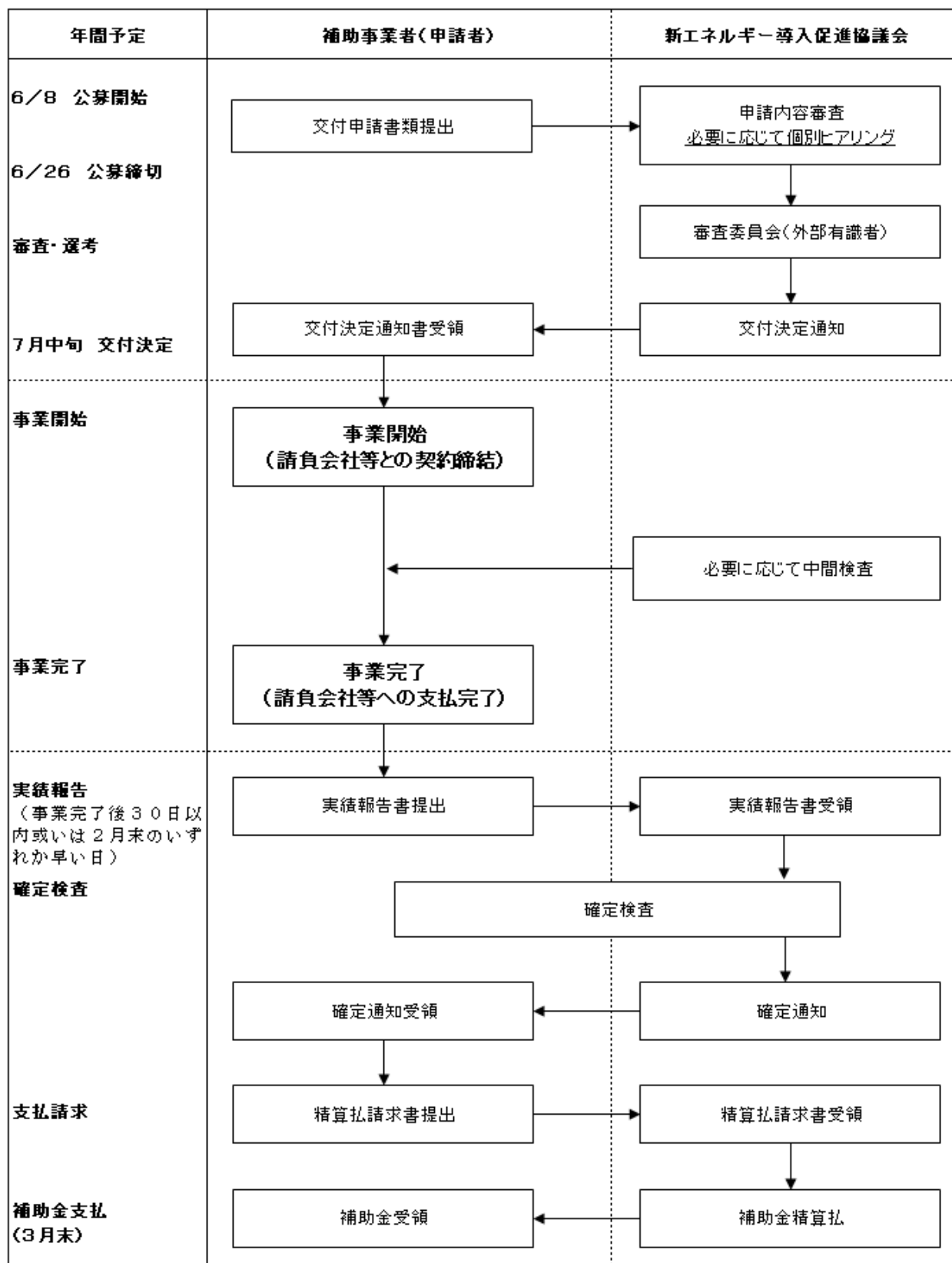
### 5. 2 審査項目

次の審査項目について評価し、また地域バランス等を踏まえ、総合的に審査します。

- ① 他の地方公共団体、民間団体等に対する波及性（経済性を高く評価します。）
- ② 当該地域のエネルギー・環境対策への貢献
- ③ 地域における取組みとしての先進性

なお、経済産業省・文部科学省・農林水産省および環境省の協議に基づく「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」の認定を受けている案件について優先します。

## 6. 年間スケジュール



## 7. 公募期間及び書類提出先

### 7. 1 公募期間

平成21年6月8日（月） ～ 6月26日（金） 17：00（必着）

※公募期間終了後、6月中を目途に事業全体の申請状況（申請が採択可能額に達したか否か）等について情報提供させていただきます。

### 7. 2 書類提出先等

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 住友不動産東池袋ビル

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務グループ

TEL：03-5979-7621

注：お問い合わせは、業務時間内（土日祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）にお願いいたします。

### 7. 3 提出方法

持参 又は 郵送等

注1：持参の場合は、公募期間中の業務時間内（土日祝日を除く 9:30～12:00 及び 13:00～17:00）にご持参ください。

注2：郵送等の場合は、電話で申請書が届いたことをご確認ください。

注3：今回の公募に限り、メール、FAXでも受付を行います。（但し、後日申請書の原本を提出のこと）

### 7. 4 資料の配付

上記問い合わせ先において、関係資料の配付、郵送サービスを行っております。

また、協議会のホームページでも、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。

（協議会ホームページ URL : <http://www.nepc.or.jp/>）

## 8. 提出書類

下記の資料をA4ファイルに綴じて、2部（正副各1部）提出して下さい。

### (1) 補助金交付申請書 【様式1】

### (2) 消費税等仕入控除税額についての届出書 【追加様式】

- ・ 非課税事業者該当する場合 . . . . . :【消費税1】
- ・ 課税事業者該当する場合 . . . . . :【消費税2】
- ・ 特別会計による事業で特定収入割合が5%超の場合等 . . . . . :【消費税3】

### (3) 実施計画書

①太陽光発電 . . . . . :【様式2】

- ・ 事業経費の配分 . . . . . :【別紙3】
- ・ 資金調達の予定 . . . . . :【別紙4】

### (4) 実施計画書の添付書類

- ・ 補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体） . . . . . :【別紙4-1】
- ・ 事業実施体制 . . . . . :【別紙5】・【別紙8】
- ・ 事業実施予定スケジュール . . . . . :【別紙6】
- ・ 省エネルギー・環境改善効果 . . . . . :【別紙7】

### (5) その他各エネルギー分野別の必要書類

注1：審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

注2：提出書類の返却はいたしません。

注3：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。

## 9. 補助金交付申請書類の記載例

【様式第1】地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付申請書	17
【様式第2】実施計画書	20
(別紙3) 設備導入事業経費の配分	23
(別紙4) 資金の調達予定	24
(別紙4—1) 補助事業に要する経費及びその調達方法	25
(別紙5) 設備導入事業 実施体制	26
(別紙6) 事業実施予定スケジュール	27
(別紙7) 省エネルギー・環境改善効果	28
(別紙8) 普及啓発事業 実施体制	30
【追加様式】	
以下の別紙は、該当する場合のみ提出してください。	
(消費税1) 消費税等仕入控除税額についての届出書 (非課税事業者)	31
(消費税2) 消費税等仕入控除税額についての届出書 (課税事業者)	32
(消費税3) 消費税等仕入控除税額についての届出書 (控除対象外見込の事業者)	33
【誓約書】	
以下の誓約書は、該当する場合のみ提出してください。	
R P S 設備認定に係る誓約書	34

様式第1

不要な場合は「番号」を消すこと

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 石谷 久 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成21年度地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付申請書

地域新エネルギー等導入促進事業実施細則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

## 記

### 1. 補助事業の名称

(例)〇〇〇〇太陽光発電設備導入事業

### 2. 補助事業の目的

(例)屋上スペースを利用し、太陽光発電設備を導入することにより、発電した電力を所内負荷に供給し、余った電力は電力会社に売電する。これにより、自然エネルギーの有効利用及び環境負荷の低減を図る。

### 3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間      年   月   日   ~      年   月   日

(2) 全体の事業期間      年   月   日   ~      年   月   日

(注1) 当年度の事業開始日は、新規事業は「交付決定日」、継続事業は4月1日とすること

(注2) 当年度の事業完了日は、2月末日までとすること

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること

### 4. 設備導入事業の内容

#### (1) 補助事業の内容

(例)〇〇〇〇に定格出力10kWの太陽光発電設備を設置し、発電した電力は所内負荷及び売電する。

#### (2) 補助事業の実施計画

(例)屋上に定格出力10kWの太陽光発電設備を設置し、合わせて普及啓発事業を実施する。  
設備は試運転及び電力会社との連系を含め平成22年1月末までに完成させる。

#### (3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費

② 補助対象経費

③ 補助金交付申請額

(注) 上記金額は、設備導入事業のみの金額を記入すること。

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

(4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分(別紙1)

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額(別紙2)

### 5. 普及啓発事業の内容

#### (1) 事業内容

(例)〇〇〇〇に導入する太陽光発電設備に関するパンフレットを2000部作成し、当設備来訪者に配布する。

#### (2) 事業の実施計画

(例)普及啓発も今年度内に実施完了させる。

#### (3) 事業に要する経費

(例)パンフレット作製費    60,000 円

(注) 自作の場合、費用発生がなければ0円と記入する。

※一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の地域新エネルギー等導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた新エネルギー等導入促進基金造成事業費補助金交付要綱に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。



I. 設備導入事業

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位:円)

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
導入事業費	0	0	1/2 以内	0
消費税	0	0	1/2 以内	0
合計	0	0		0

(注1)当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2)金額については円単位までとし、端数は切り捨てること。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位:円)

区分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
導入事業費	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

(注1)当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2)金額については円単位までとし、端数は切り捨てること。

実施計画書

1. 補助事業の名称

(例)〇〇〇〇太陽光発電設備導入事業

2. 事業実施者

申請者名称 :  
代表者の氏名 :  
郵便番号 : 〒□□□□-□□□□  
住 所 :  
担当者連絡先1  
郵便番号 : 〒□□□□-□□□□  
住 所 :  
氏 名(フリガナ) : ( )  
所属部署名 :  
電子メールアドレス :  
電話番号 :  
ファックス番号 :  
担当者連絡先2  
郵便番号 : 〒□□□□-□□□□  
住 所 :  
氏 名(フリガナ) : ( )  
所属部署名 :  
電子メールアドレス :  
電話番号 :  
ファックス番号 :

(注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載すること。

(注2) 普及啓発事業の実施者が異なる場合は、普及啓発事業の事業実施者も記載すること。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住 所 : (注) 都道府県、市町村、番地、号まで記載すること。
- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
- ・設置場所、施設の名称:
- ・位置図 : (注) 1/25,000 相当の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位(東西南北)を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

- ・発電システムの出力: (例) 10kW
- ・機器構成図(構成機器と容量等)
- ・単線結線図
- ・系統連系方式
- ・システム仕様、参考図面
- ・太陽電池モジュール配置図
- ・太陽電池モジュールの設置状況(方位、傾斜角、日陰の有無)

(注1) 補助対象範囲を色分け等により明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

### (3) 設備設置工事の概要

- ・土木建築工事 : (注) 設備設置にあたり、土木建築工事がある場合は内容を記載すること。
- ・機械装置等製作 : (注) 設備設置にあたり、機械装置等製作がある場合は内容を記載すること。
- ・電力会社との協議内容 : (注) 電力会社との協議が整っているか確認できる資料を添付すること。  
協議中の場合は、電力会社と連絡が取れている事を示すものを添付すること。

### (4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・発電システムの出力 : (例) 10kW
- ・推定発電電力量 : ○○kWh/年 (注) 毎月の推定発電量と合わせて記述
- ・設備利用率 : ○○. ○% (注)  $[\text{年間推定発電量}] / ([\text{電池出力}] \times [24\text{時間}] \times [365\text{日}])$
- ・建設単価 : ○○円/kW (注) 別紙1の補助対象経費の合計金額/発電システムの出力

(注) 平成20年度事業における総事業費の建設単価は、平均約98万円/kWでした。

この水準より高い場合は、別途理由書の提出等を求める場合があります。

- ・発電単価 ○○. ○○円/kWh

(注) 算定方法については【参考資料4参照】

- ・売電単価 ○○. ○○円/kWh (注) 金額が未決の場合は、未定と記載すること。

(注) 算出根拠を明記し、必要により参考資料を添付すること。

### (5) 発生電力の利用場所及び用途等

・利用施設の電力消費量: (注) 月毎の消費量及び年間消費量を合わせて記述。新設の場合は設計値を記述すること。

- ・利用施設の契約容量 :
- ・発生電力の用途 : (例) 所内電力として自己使用し、余剰電力は売電する。
- ・計測方法 : (例) インバータのモニターを利用し月末に月間発電量を記録する。

(注) 利用状況の報告【参考資料2参照】のための計測方法を記述すること。

- ・売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)

(注1) 売電事業者のみ、余剰電力を買電する場合は記述不要。

(注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

### (6) 実施計画

- ① 当該年度事業実施内容: (例) 屋上スペースに太陽光発電設備10kWを導入する。発電した電力は所内消費電力の一部として使用し、余剰が発生した場合は電力会社に売電する。

- ② 年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。単年度事業の場合は不要。

- ③ 事業実施予定スケジュール(別紙6)

### (7) 事業費

- ・事業経費の配分(別紙3)
- ・資金調達の予定(別紙4)

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

- ・補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4-1)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

### (8) 事業の実施体制(別紙5)

(注1) 発注フロー図、契約方式、事業の責任体制等を記載すること。

(注2) 機種選定、業者選定等による契約を予定している場合は、理由書等を添付すること。

#### (9) 取組の先進性等

①取組の先進性: (例) 当地域では太陽光発電を始めとした新エネルギー設備の導入はまだ例が少ない。今回の事業において、低コストでの設置を試み実証することで今後の導入にはずみをつける。

(注) 地域における率先的な導入か、または、これまでに実施されているものと比較して、規模、効率、技術等に関し、どのように先進的であるかを簡潔に記載し、できるだけ根拠資料も添付すること。

②事業の波及性、効果性: (例) 環境にやさしい新エネルギー機器の導入により、地球温暖化防止にも貢献し、地域住民に対して環境対策のさらなる関心を集め、事業推進を期待することができる。

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めるとなりますのでご留意ください。

③省エネルギー、環境改善効果(別紙7)

④活動の実績(非営利民間団体の場合)

(注) 新エネルギー等に係る非営利活動実績及び今後の具体的な非営利活動計画を簡潔(なるべく箇条書き)に記載すること。

#### (10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

#### (11) 新エネルギー等設備の導入に関する計画

①将来の新エネルギー等設備導入計画について

(注) 今後予定している新エネルギー等設備導入計画(新エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW、GJ/h等))、年間省エネルギー量(原油換算kl))について記載すること。

②過去の新エネルギー等設備導入実績について

(注1) 過去の新エネルギー等設備導入の実績(新エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

### 4. 普及啓発事業

#### (1) 実施計画

①当該年度事業実施内容

(例) ○○○○に導入する太陽光発電設備に関するパンフレットを2000部作成し、当設備来訪者に配布する。

②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

③事業実施予定スケジュール(別紙6)

#### (2) 事業の実施体制(別紙8)

(注) 発注フロー図、契約方式、事業の責任体制等を記載すること。

様式第2(別紙3)(太陽光発電)

設備導入事業経費の配分

<全体>又は<平成〇年度>

※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位:円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計		1/2 以内	※発注予定先(製作・施行者等)がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。  ※工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。	
購入費 (小計)		太陽電池本体 インバータ附帯設備 架台 キュービクル システム保護装置		太陽電池本体 インバータ附帯設備 架台 キュービクル システム保護装置	設備能力、形式、 面積、長さ、容量 等の基本仕様についてそれぞれ 記載のこと。			
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
その他経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)	同上			
合計								
消費税								
総計								

(注1)金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付すること。

(注2)複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎の表を作成すること。

(注3)金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

様式第2(別紙4)

資金の調達予定

<全体>又は<年度>

(単位:千円)

総事業費 (経費別)	補助金交付申請予定額	地方負担分内訳					
		県負担額	予算措置の状況	市町村負担額	予算措置の状況	その他負担額	予算措置の状況
1.設計費							
2.購入費							
3.工事費							
4.その他経費							
計							

(注1) 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載すること。

(注2) 県又は市町村の負担額(補助額)がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付すること。

(注3) 複数年度にわたる事業の場合には、年度別の表も作成すること。

(注4) 間接補助事業者(第3セクター等)が事業を行う場合は、間接補助事業者の資金調達の予定を記載すること。

(注5) 本表の内訳として(様式第2(別紙4-1))を提出すること。

様式2(別紙4-1)

補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)

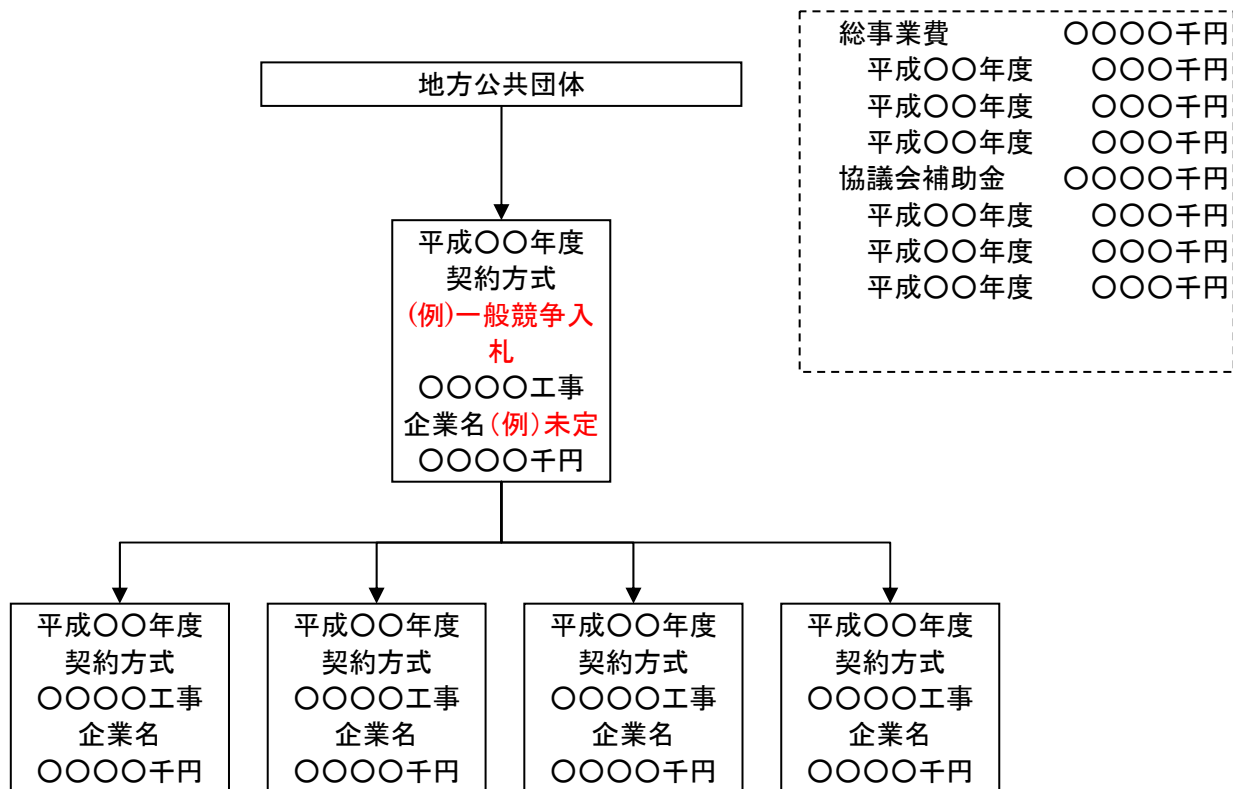
【年度別】

(単位:千円)

年度	調達先	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他 (具体的に)	合計 (A)	備考
		協議会	その他 (具体的に)	計		(〇〇銀行)	(〇〇銀行)	計			
平成〇〇年度				0			0		0		
平成〇〇年度				0			0		0		
平成〇〇年度				0			0		0		
平成〇〇年度				0			0		0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0		

事業実施体制

1. 事業者名  
○○○○○事業
2. 発注フロー図



- (注1)一括請負契約の場合は、下請業者まで記載すること。
- (注2)契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」のいずれかを記載すること。  
(機種選定、業者選定等を行う場合は、理由書等を添付すること。)
- (注3)実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。
- (注4)発注先が決まっていない場合は、企業名を「未定」と記載すること。

3. 責任体制

- (例)請負業者に倒産等のトラブルが発生した場合においては、○○○○の責任において、事業を遂行する。
- (注) 請負業者間に未払い、倒産等のトラブルが発生した場合の責任の所在について記載すること。



事業実施予定スケジュール

<平成21年度>

項目	平成21年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
電力協議	■												
実施設計					■								
機器購入						■							
据付工事								■					
建物本体建設工事					■								

(注1)平成21年度のスケジュールを記載すること。

(注2)事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3)補助対象外で事業に関する工事(建屋工事等)がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電力協議	■			
実施設計	■			
機器購入		■		
据付工事		■		
建屋本体建設工事	■			

省エネルギー・環境改善効果  
(新エネルギー等に係るもの)

- 発電設備: 年間電力負荷 MWh
- 熱設備等: 年間熱負荷 GJ(冷熱 GJ, 温熱 GJ)

	単位	年間エネルギー消費量		CO2 排出量 (t-CO2/年)	備考
		[固有値]	[原油換算値]		
従来方式 (新エネルギー等導入前)	燃料	-	-	-	
	商用電力				
	計	-	-	-	
新エネルギー等 方式 (新エネルギー等導入後)	燃料	-	-	-	
	商用電力	-	-	-	
	計	-	-	-	
削減効果	削減量	-			
	削減率	-	100%	-	

(注1)各数値の算出根拠を提出すること。

(注2)燃料については、名称、使用量の単位を明記すること。

(注3)原油換算値の算出にあたっては、下記の原油換算係数を用いて算出すること。下記の原油換算係数以外から算出する場合は、燃料の発熱量等根拠資料を添付すること。

【原油換算係数】灯油:0.95kL/kL、A重油:1.01kL/kL、LPG:1.30kL/t、一般炭:0.69kL/t、  
商用電力:0.254kL/MWh、都市ガス:0.0258kL/GJ、軽油:0.99kL/kL、C重油:1.08kL/kL、LN  
G:1.41kL/t、ガソリン:0.91kL/kL  
都市ガスは熱量換算すること(熱量が不明な場合は 45MJ/m<sup>3</sup>を使用してもよい)

(注4)CO<sub>2</sub> 排出量および削減量は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(平成十一年四月七日政令第百四十三号)第3条を用いて算出すること。

電力の CO<sub>2</sub> 排出係数については「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月経済産業省、環境省令第3号)」第10条2項により、規定の係数を下回る電力会社各社の CO<sub>2</sub> 排出係数が公表されているので、これを用いること。

(参考1)法律施行令=<http://law.e-gov.go.jp/htldata/H11/H11SE143.html>

(参考2)灯油:2.49kgCO<sub>2</sub>/L、A重油:2.71kgCO<sub>2</sub>/L、LPG:3.00kgCO<sub>2</sub>/kg、  
一般炭:2.41kgCO<sub>2</sub>/kg、他人から供給された電気:0.555kgCO<sub>2</sub>/kWh、  
都市ガス:2.08kgCO<sub>2</sub>/m<sup>3</sup>、軽油:2.62kgCO<sub>2</sub>/L、C重油:2.98kgCO<sub>2</sub>/L、  
LNG:2.70kgCO<sub>2</sub>/kg、ガソリン:2.32kgCO<sub>2</sub>/kg

(参考3)電力の排出係数=<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

(注5)CO<sub>2</sub> 以外に NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub> 等の排出量の変化が環境に影響を及ぼす場合は、備考・その他欄にそれぞれの増加量、削減量等を記載し、その算出根拠を添付すること。

「省エネルギー・環境改善効果」  
年間エネルギー消費量(固有値)の算定方法

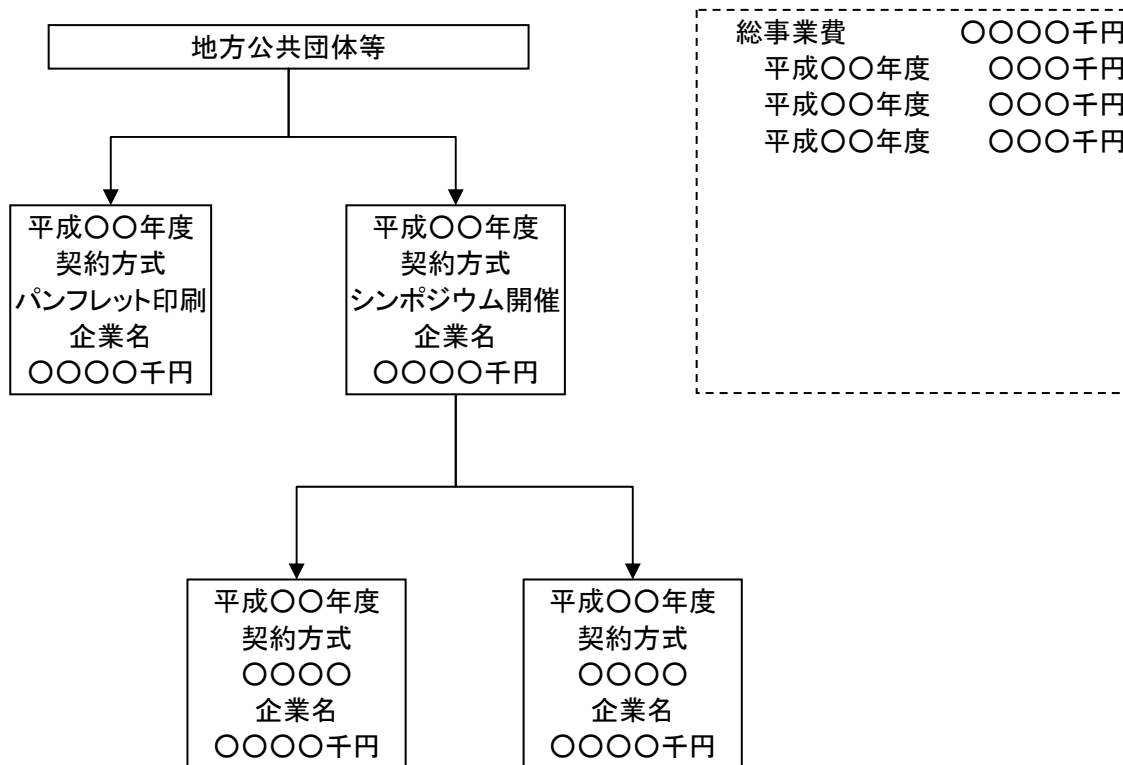
1. 太陽光発電

- (1)従来方式:太陽光発電設備の出力と稼働率等をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量(買電量)として記入する。燃料消費量はゼロとする。
- (2)新エネ方式:燃料消費量・商用電力の量(買電量)ともゼロとする。

事業実施体制

1. 事業者名  
○○○○○事業

2. 発注フロー図



- (注1)一括請負契約の場合は、下請業者まで記載すること。
- (注2)契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」のいずれかを記載すること。  
(機種選定、業者選定等を行う場合は、理由書等を添付すること。)
- (注3)実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。
- (注4)発注先が決まっていない場合は、企業名を「未定」と記載すること。

3. 責任体制

- (例)請負業者に倒産等のトラブルが発生した場合においては、○○○○の責任において、事業を遂行する。
- (注) 請負業者間に未払い、倒産等のトラブルが発生した場合の責任の所在について記載すること。

(消費税1)

※消費税を補助対象としない場合は、本様式を提出する必要はありません。

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 石谷 久 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者には該当しません(又は、しない見込みです)ので、補助金の消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。

記

1. 対象期間:  
自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 22 年 3 月 31 日

2. 該当する消費税法の条項:

(消費税2)

※消費税を補助対象としない場合は、本様式を提出する必要はありません。

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 石谷 久 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し(又は、する見込みであり)、消費税等仕入れに係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については〇〇〇円で申請いたします。

記

1. 対象期間:

自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 22 年 3 月 31 日

2. 特定収入割合計算式:

(消費税3)

※消費税を補助対象としない場合は、本様式を提出する必要はありません。

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 石谷 久 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当します(又は、する見込みです)が、消費税等仕入れに係る税額については、消費税法第60条4項の規定により、特定収入割合が5%超となり控除対象外となる見込みですので、補助金の消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。  
なお、消費税等仕入控除税額の確定により、特定収入割合が5%以内となった場合は、地域新エネルギー導入促進事業実施細則第14条により補助金に係る消費税等仕入控除税額を機構に返還いたします。

記

1. 対象期間:

自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 22 年 3 月 31 日

2. 特定収入割合計算式(見込み):

3. 特定収入割合が5%超となる根拠(添付資料)

(注)本年度に、特定収入割合が5%超となる見込みの無い場合は、消費税の申請は行わないでください。

特定収入割合が5%超となる「見込み」とは以下の条件とします。当該年度の税務署への申告書の写しなどを添付してください。

- ・過去5年以内に特定収入割合が5%超となった年度がある
- ・過去5年以内に特定収入割合が5%超となった年度は無いが、本年度、特定収入割合が5%超となる明確な理由がある。

---

誓 約 書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 石 谷 久 殿

住所  
名称  
代表者等名 印

平成21年度地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の交付申請をするにあたり、申請した設備が完成したときは「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第9条に定める新エネルギー等発電設備の認定を受けることを約束します。

また、過去に地域新エネルギー等導入促進対策費補助金を受けて設置した設備（風力発電、太陽光発電、バイオマス発電（過去に廃棄物発電で交付決定を受けたもので、バイオマス燃料を含んでいるものを含む。））で、一般電気事業者、特定電気事業者、又は特定規模電気事業者に売電をしているものについても、全て新エネルギー等発電設備の認定を受けることを約束します。

（注）本書類は、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電事業で、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者に売電する場合に必要となります。

RPS 法の認定を既に受けている事業は経済産業大臣の認定通知のコピー、申請中の事業は申請書のコピーが必要です。



## 10. 参考資料

【参考資料1】 補助事業における利益等排除について……………	36
【参考資料2】 利用状況の報告について……………	37
【参考資料3】 新エネルギー等の導入に係る関係法令の一例……………	39
【参考資料4】 発電単価(又は熱利用単価)の算定方法について……………	40

## 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

### 記

#### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

#### 2. 利益等排除の方法

##### (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

##### (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

利用状況の報告について

補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等（補助事業により設置した新エネルギー等設備）の利用状況を確認いたします。

1. 新エネルギー等の種別に応じて、以下のデータが取得可能な計測機器を設置してください。

新エネルギー等種別	主な提出データ
太陽光発電	発電量、停止時間、設備利用率、発電単価、(日射量)、(気温)
風力発電	平均風速、発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価
太陽熱利用	集熱量、停止時間、(日射量)、(気温)
温度差エネルギー	燃料消費量、電力消費量、熱生産量(温度差エネルギー、他熱源)、温度差エネルギー依存率、省エネ率、総合エネルギー効率、システム稼働時間
バイオマス発電	バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、発電量、売電量、バイオマス依存率、発電効率、稼働時間、発電単価
バイオマス熱利用	【バイオマス利用型製造設備・熱供給設備】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、バイオマス熱利用量、バイオマス依存率、稼働時間
	【バイオマスコージェネレーション設備】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、排熱回収量、発電効率、排熱回収率、総合効率、省エネ率、バイオマス依存率、稼働時間、発電単価
バイオマス燃料製造	【メタン発酵方式】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、バイオマス製造量、バイオマス発熱量、稼働時間
	【メタン発酵方式以外】 バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、バイオマス燃料製造量、バイオマス燃料発熱量、エネルギー回収率、稼働時間
雪氷熱利用	雪氷の貯蔵量、冷熱利用量、利用時間
水力発電	平均使用水量、発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価
地熱発電	発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価
天然ガスコージェネレーション	燃料消費量、発電量、送電量、排熱回収量、発電効率、補機使用電力量を除いた発電効率、排熱回収率、総合効率、省エネ率、稼働時間、発電単価
燃料電池	燃料消費量、発電量、送電量、排熱回収量、発電効率、排熱回収効率、総合効率、省エネ率、稼働時間、発電単価

(注) 括弧内は日射計及び気温計を設置した場合のみ

## 2. データの収集期間、提出時期

- ・データの収集期間は、原則、設備等の本格稼働後最低4年度間とします。

1年目 : 設備等の運転開始から3月末まで

2年日以降 : 4月1日から3月末まで

- ・データは月単位で集計したものを、毎年5月末に提出して下さい。
- ・利用状況の報告がなかった年度・期間がある場合、データの収集期間を延長する場合があります。

## 3. その他

- ・利用状況報告のための計測器の設置経費は補助対象とします。
- ・必要に応じて、その他のデータの提出をお願いする場合があります。
- ・利用状況報告を提出していただけない場合、事業者名を公表する場合があります。
- ・計画値と実績値の乖離が大きい場合には、原因を調査・報告していただく場合があります。

新エネルギー等の導入に係る関係法令の一例

新エネルギー等の導入に関する関係法令の一例

関係法令		新エネルギー等の種類		太陽光発電	風力発電	太陽熱利用	エネルギー温度差	発電・熱利用 バイオマス	燃料製造 バイオマス	水力発電	地熱発電	レージョ ン 天然ガス
		新エネルギー	等									
土地利用の規制関連	都市再生法				○		○	◎	◎	○	○	○
	都市計画再生法						○	○				○
	土地区画整理法							○				
	農地法				○			○		○	○	
	農業振興地域の整備に関する法律				○					○	○	
	工場立地法						○	◎	◎	○		○
	道路法				▲		▲	▲		▲	▲	▲
	道路交通法				▲		▲	▲		▲	▲	▲
	共同溝の整備等に関する特別措置法						▲					▲
	海岸法				○		○	○				
	港湾法				○		○	○				
	環境保全の関連	自然公園法				◎					◎	◎
森林法					○					○	○	
砂防法					○			○		○	○	
地すべり等防止法					○					○	○	
都市緑地保全法								○				
文化財保護法					○					○	○	
鳥獣保護及び狩猟に関する法律					○			○		○	○	
絶滅のおそれのある野生動植物の主な保存に関する法律					○					○	○	
温泉法											◎	
公害防止の関連	大気汚染防止法	公害防止条例、 環境営業評価条例 を含む				◎	◎	◎	◎		◎	◎
	騒音規制法					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	振動規制法					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	悪臭防止法							◎	◎		◎	
	水質汚濁防止法							◎	◎	◎	◎	
	下水道法						○	○			○	
	河川法						○	○		○		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律							◎	◎	○	○	
設備の設置・保安関連	エネルギーの使用の合理化に関する法律						▲					
	電気事業法		▲	▲			▲	▲		▲	▲	▲
	熱供給事業法						○	○				
	建築基準法		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	建築物における衛生的環境の確保法					▲						
	消防法		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	高圧ガス保安法				▲	▲	▲	▲			▲	▲
	航空法			○				▲				
	電波法			○				▲				
	労働安全衛生法		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

(注1) 交付申請の時点で、◎は原則手続、又は自主の確認・評価を終えているもの。○は事前説明・内諾を終えているもの。▲は交付決定後に手続を行うもの。

(注2) 本表はあくまで参考資料です。事業実施に際しては、申請者の責任において、必要な手続き等に不備のないよう実施して下さい。

参考資料 4

発電単価及び熱利用単価の算定方法について

発電単価及び熱利用単価の計算は、次式により行ってください。

算定にあたっては、協議会で配布する計算フォーム(EXCELファイル)を使用し、当該フォームの電子データ(FD 又は CD)を申請書とともに提出してください。

$$\text{発電単価 (又は熱利用単価)} = \frac{\text{設置コスト} \times \text{年経費率} + \text{年間燃料費} + \text{年間運転経費} - \text{排熱メリット}}{\text{年間発電電力量 (又は年間熱利用量)}}$$

<各項目の数値の考え方>

設置コスト : 補助対象経費

年経費率 : 次式により算定する。

年経費率 =  $r / (1 - (1+r)^{-n})$  r: 利子率 n: 運転年数

利子率及び運転年数は下表で指定する数値

年間燃料費 : 燃料費、補助燃料費、補機電力費、原料費、水道費等

年間運転経費 : 固定資産税、保険料、メンテ費(定期点検費、運転員人件費、委託費等)

排熱メリット : 排熱を利用する設備については、利用される排熱分の熱を既存熱源で賅った場合に必要となる燃料費を、排熱メリットとして計算に加える

利子率及び運転年数

利子率	4%	
運転年数		
	太陽光発電	15年
	風力発電	17年
	太陽熱	15年
	温度差エネルギー	15年
	天然ガスコージェネレーション	15年
	燃料電池	15年
	バイオマス発電	15年
	バイオマス熱利用	15年
	バイオマス燃料製造	15年
	雪氷熱利用	20年
	水力発電	20年
	地熱発電	15年